下水道水環境保全効果向上支援制度の創設
（新世代下水道支援事業制度の拡充）

１．背景・目的

下水道整備を進めても、接続率が低迷している市町村においては、良好な水環境の創出効果が十分に発揮されない状況にある。接続率の低迷は、所得の低い世帯において接続に必要な資金の調達が困難であることが大きな要因となっている。

以上を踏まえ、下水道整備による水質保全効果をより一層高めるとともに、快適な水辺空間等の形成による地域活性化に資するため、地方公共団体が、下水道の未接続の解消を目的として、高齢者など資金の調達が困難な者に対しトイレの水洗化及び排水設備の設置に助成する場合、また、合流区域における分流化等に伴い必要となる排水設備の改造等に対し助成する場合には、その額の一部を補助対象とするものである。

２．概　要

（１）生活保護法第２条に基づく保護の受給者がトイレの水洗化及び排水設備を設置するにあたり、地方公共団体が助成する場合に、助成額の２分の１を国が補助する。

①　地域要件

・湖沼水域保全特別措置法（昭和59年法律第61号）第３条第２項に規定する指定地域
・水道水源の流域
・水質汚濁の著しい閉鎖性水域の流域
・水質汚濁の著しい都市内中小河川の流域
・自然公園法（昭和32年法律第161号）第２条第１項に規定する自然公園等すぐれた自然環境を有する地域

②　地区要件

資金の調達が困難な者など下水道法第１１条の３第３項において下水道への接続命令の対象外とされている者を除いて、接続率が９割に達している地域に限定。

③　制度の期限

５年間の措置とする（但し、３年後に有効性を検証）

（２）機能向上を目的とした下水道工事（合流区域における分流化等）に伴い必要となる排水設備の改造等に対し地方公共団体が助成する場合に、助成額の２分の１を国が補助する。制度の期限は５年間の措置とする。

３．事業効果

下水道への接続を促進するとともに、合流式下水道の改善も含めた下水道整備による水質保全効果をより一層高め、地域の活性化に資する。

下水道整備に伴う排水設備の設置等のイメージ

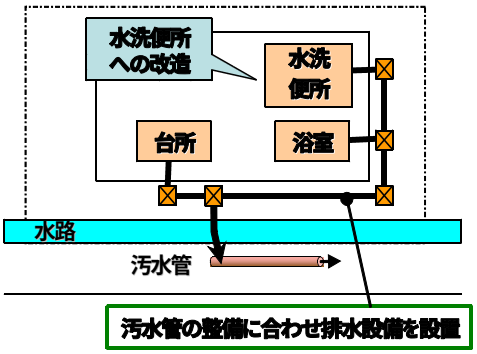
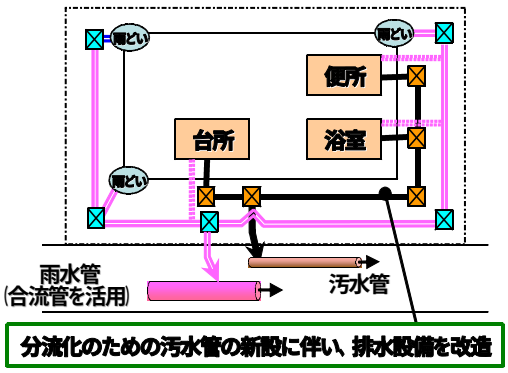
合流式下水道の分流化に伴う排水設備の改造のイメージ